

ヒルトンプラザカードの年会費は、会員特約第 5 条をご確認ください。

2025 年 12 月 9 日改定

ヒルトンプラザカード会員特約

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第 2 条第 1 項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と吉本ビルディング株式会社(以下「吉本ビルディング」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

●ヒルトンプラザカード

2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび吉本ビルディング(以下「両者」といいます。)に入会を申込みものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と吉本ビルディングの会員資格(以下「吉本ビルディング会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員に吉本ビルディングの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等吉本ビルディング会員資格を有するに不適当であると認められた場合、吉本ビルディングは、何らの通知、催告を要しないで当該会員の吉本ビルディング会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員が吉本ビルディング会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に吉本ビルディング会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が吉本ビルディング会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、吉本ビルディング会員資格も当然に喪失するものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、吉本ビルディングまたは三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第 4 条(特典およびサービスの利用)

- 1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2. 会員は、吉本ビルディングが提供する特典およびサービスを受ける場合、吉本ビルディング所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 5 条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	ゴールド会員	一般会員
本人会員	11,000円	1,375円* ¹
家族会員	1名様は無料。 2名様以上の場合、2人目より1名様につき1,100円* ²	1名様につき440円* ²

*1 一般会員の場合、本人会員の入会初年度の年会費は無料とします。

*2 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

2025 年 12 月 9 日改定

ヒルトンプラザカード
「個人情報の取扱いに関する特約」

第 1 条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはヒルトンプラザカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第 2 条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:吉本ビルディング株式会社

住 所:〒530-0001 大阪市北区梅田 2-2-2

電 話 番 号:06-6342-0002

利 用 目 的:①吉本ビルディング株式会社の事業における市場調査、商品開発。

②吉本ビルディング株式会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。